

世羅町競争入札に参加する者に必要な資格及び審査の申請手続きに関する規程

平成16年10月1日告示第100号

改正

平成19年11月22日告示第238号

平成20年3月31日告示第106号

平成20年10月1日告示第226号

平成23年4月12日告示第152号

平成24年3月21日告示第51号

平成24年9月21日告示第208号

平成25年3月15日告示第46号

平成26年10月1日告示第228号

平成30年3月26日告示第60号

(趣旨)

**第1条** この告示は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び物品、役務業務等の競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び資格審査の申請手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(建設工事入札参加資格)

**第2条** 建設工事の競争入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる事項の審査を受けた者とする。

(1) 施行令第167条の4第1項に該当しない者

(2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を受けている者

(3) 入札参加資格審査を申請しようとする建設工事の種類について、必要な経営事項審査を受けている者。ただし、世羅町内に本店を有する者で、町長が別に定める建設工事の種類においてはこの限りではな

い。

- (4) 経営事項審査を受けている者は工事種類別年間平均完成工事高、前号ただし書に該当する者は施工実績がある者
  - (5) 資格審査を申請する時に消費税及び地方消費税並びに世羅町の町税に滞納がない者
  - (6) 経営事項審査の申請又は入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者
  - (7) プレストレストコンクリート工事、法面処理工事又は鋼橋上部工事の入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事又は鋼構造物工事の入札参加資格の審査に係る申請を行っている者
  - (8) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行している者
    - ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
    - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
    - ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- （測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格）

**第3条** 測量・建設コンサルタント等業務の競争入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる事項の審査を受けた者とする。

- (1) 施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (2) 測量分野を希望業務とする者は、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録をうけている者
- (3) 建築関係建設コンサルタント分野のうち、建築一般を希望する者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けている者
- (4) その他の分野のうち、不動産鑑定部門を希望する者は、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登

録を受けている者

- (5) 直近2年間において、入札参加資格の審査を申請する業務部門の属する業務分野について、業務を行った実績がある者
- (6) 資格審査を申請する時に消費税及び地方消費税並びに世羅町の町税に滞納がない者
- (7) 入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者
- (8) 次のアからウまでに掲げる届出の義務を履行している者
  - ア 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務
  - イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
  - ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

（物品、役務業務等入札参加資格）

**第4条** 物品、役務業務等の競争入札に参加することができる者は、次の各号に掲げる事項の審査を受けた者とする。

- (1) 施行令第167条の4第1項に該当しない者
- (2) 営業に必要な許可、認可などを受けている者
- (3) 引き続き2年以上事業を営んでいる者
- (4) 資格審査を申請する時に法人税又は申告所得税、消費税及び地方消費税並びに世羅町の町税に滞納がない者

（資格審査申請の手続）

**第5条** 競争入札に参加する資格を得ようとする者は、書面による入札参加資格審査申請又は電子情報処理組織（世羅町の使用に係る電子計算機（端末を含む。）と入札参加資格審査申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用した入札参加資格審査申請を、町長が別に定める方法により行わなければならない。

（資格の有効期間）

**第6条** 資格の有効期間は2年間とする。

(その他)

**第7条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

**附 則**

この告示は、平成16年10月1日から施行する。

**附 則** (平成19年11月22日告示第238号)

この告示は、平成19年11月22日から施行する。

**附 則** (平成20年3月31日告示第106号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則** (平成20年10月1日告示第226号)

この告示は、平成20年10月1日より施行する。

**附 則** (平成23年4月12日告示第152号)

この告示は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成24年3月21日告示第51号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年9月21日告示第208号)

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

**附 則** (平成25年3月15日告示第46号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年10月1日告示第228号)

この告示は、平成26年10月15日から施行する。

**附 則** (平成30年3月26日告示第60号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。